

## 無線局事項書及び工事設計書の記入上の注意

### I 無線局事項書 (P 1)

#### 1 免許の番号

変更したい局の無線局免許状に記載されている免許の記号、番号を確かめて、間違いのないように記入して下さい。

免許申請の場合は記入しません。

誤って無線従事者免許証の番号を記入しないように注意して下さい。

#### 2 社団、個人の別

社団(クラブ局)として免許を受けたいのか、個人として免許を受けたいのかを選択して下さい。

#### 3 郵便番号、住所

住所は、都道府県名から省略せずにきちんと記載して下さい。

都道府県一市区町村コードは JIS X0401、X0402 で規定されている 5 桁(チェックビットを含めると 6 ケタ)の番号です。

不明の場合は記載しなくてかまいません。(記入した場合は、市区町村名まで省略することが認められています。)

例 (TSS 保証事業部の場合)

〒 ( 1 0 1 - 0 0 5 1 ) 東京都千代田区神田神保町 3 - 1 1 - 1
都道府県一市区町村コード [ 1 3 1 0 1 ] 〒 ( 1 0 1 - 0 0 5 1 ) 神田神保町 3 - 1 1 - 1

国籍は、日本人の場合は記入しないで下さい。

#### 4 氏名

氏名とフリガナ(カタカナで)、社団の場合は社団名、代表者氏名とそれぞれのフリガナを記入して下さい。

氏名のフリガナに誤りがあると、受け付けられませんので、注意して下さい。

● よくある誤りの例として「エ」「イ」「オ」と「エ」「キ」「ヲ」の違いや濁点の有無などがあります。

#### 5 工事落成の予定期日

保証による手続きの場合と技術基準適合証明を受けた（証明の表示のある）送信機だけでの手続きの場合は、送信機が既に備えられている（＝工事は落成している）前提での手続きとなりますので、記入しません。

空中線電力が 200W を超えるなど、簡易な免許手続きができる範囲を超える場合は、予定する日を選択（日付指定の場合は「H31,3.31」のように記入）して下さい。

## 6 無線従事者免許証の番号

無線従事者免許証番号を、間違いの無いように記入して下さい。

社団の場合は代表者の無線従事者免許証番号を記入して下さい。

複数所有している場合は、そのうちで操作範囲の最も広いものの番号のみを記入して下さい。

無線従事者免許証番号の構成は、前から 3 文字（昭和 50 年度まで）または 4 文字（昭和 51 年度以後）はアルファベット、これに 5 桁以内の数字（番号）で構成されています。

再発行された免許証の番号には、再発行の回数+1 の数字が「-〇」と記載されますので、これも合わせて記入して下さい。

日本でアマチュア局を運用することができる外国の証明書（資格）で申請する場合は、その証明書の資格と発行した国名を記載して下さい。

・第 2 級アマチュア無線技士の免許証番号の末尾のアルファベットは「I」です。数字の「1」と誤らないように注意して下さい。

・第 4 級アマチュア無線技士の無線技士の免許証番の末尾のアルファベットは「N」です。次に続く「0」と合わせて「No」と誤らないように注意して下さい。

変更の場合、設備の変更のみで、電波の型式などの指定事項に変更が無ければ、記入不要です。

## 7 呼出符号（変更の場合のみ）

変更したい局（手続きの対象とする局）の呼出符号を記入して下さい。

なお、設置場所または常置場所の変更で呼出符号の変更を伴う場合、その他の理由で呼出符号の変更を希望する場合は、記入しないで下さい。（この場合は、備考欄に「現に指定されている呼出符号」として記入して下さい。）

## 8 無線設備の設置場所又は常置場所

無線設備の設置場所又は常置場所が住所と同じ場合は記入しません。

異なる場合は、住所の記入要領と同じ要領で記入して下さい。

住所と異なる場合、その場所が設置場所又は常置場所として適当な場所であることを証する資料（開設同意書など）の提出を求められることがあります。

## 9 移動範囲

移動する（移動できる）局にするか、移動しないかを選択して下さい。

なお

- ・空中線電力が 50W を超える局（その局の中に定格出力が 50W を超える送信機一台でもある場合）は、移動する局として免許を受けることができません。

- ・空中線電力が 50W 以下の送信機の場合、その大きさや重さに関係なく移動する局として免許を受けることができますので、特に積極的な理由が無ければ移動する局として免許を受けるほうが良いと考えます。

変更の場合、移動範囲に変更が無ければ記入は不要です。

## 10 電波の型式並びに希望する周波数及び空中線電力

自分の無線従事者免許の操作範囲と送信機で発射可能な周波数帯の範囲内で免許を希望する周波数帯、電波型式（一括記号）を選択し、空中線電力を記入して下さい。

無線従事者免許での操作範囲内であってもその周波数帯の電波が発射できる送信機が無ければ免許されませんので注意して下さい。

変更の場合、設備の変更のみで、電波の型式などの指定事項に変更が無ければ、記入不要です。

### 11 電波の型式

送信機で発射できる電波の型式に対応してグループ化されている [記号](#) を一つだけ選択して下さい。（例 3VA にはこれ以外の記号の内容全部を、4VA には 4VF の内容を含んでいます。）

この記号に含まれていない型式の電波の指定（免許）を希望する場合は、末尾の  にチェックし、具体的な電波の型式を記入して下さい。

なお、この場合、免許され得る（運用することができる周波数帯がある）ことを十分に認して下さい。

### 12 空中線電力

送信機の定格出力に対応して段階的に [整理された値](#) で指定されますので、希望する値もこれに沿うようにして下さい。

### 1 3 変更する欄の番号（変更の場合のみ）

変更したい事項の記入欄の番号（例 送信機の取替え、増設などの場合は「1 6 工事設計書」の内容が変わるので、「□1 6」）の番号の□をチェックして下さい。

### 1 4 備考

次の内容を記入して下さい。

- 1 他に有効な局免許がある場合は、その局の免許番号と呼出符号
- 2 失効または廃止した日から6か月以内の局に指定されていた呼出符号を希望する場合はその呼出符号
- 3 遠隔操作を行う場合はその旨と方法（専用線、インターネットいずれによるか。）

なお、遠隔操作を行う場合は、次の事項を記載した書面の提出が必要です。

- ・電波の発射の停止を確認することができること。
- ・免許人以外の者がインターネットの利用により、無線設備を操作することができないように措置しているものであること。
- ・インターネットの利用による運用中は、免許人が常に無線設備を監視及び制御するための具体的な措置がなされていること。

- 4 他の無線局の免許人との間で混信その他の妨害を防止するために必要な措置に関する契約がある場合はその内容
- 5 呼出符号の変更の場合の、現に指定されている呼出符号
- 6 その他参考となる事項（過去に指定されていた呼出符号を希望する等）